

1 県民生活センターの概要

- 設置目的** 県行政及び県民生活の相談窓口として、相談への迅速かつ的確な対応を図るとともに、消費者の自立を支援し、もって開かれた県政の推進並びに県民生活の安定及び向上に資することを目的としている。
- 相談体制** 行政苦情・行政相談 3名
 県民生活相談 6名：法律、交通事故、内職、労働
 （うち地方相談室 1名）
 消費生活相談 9名
 （うち地方相談室 1名）

2 相談件数の概要

(1) 相談件数の内訳(表1)

- 令和2年度の相談件数は5,063件で、前年度(5,523件)に比べて460件(8.3%)減少した。
- 相談内容別では、行政苦情・行政相談12件(1件、9.1%増)、県民生活相談1,339件(198件、12.9%減)、消費生活相談3,712件(263件、6.6%減)であった。

(表1) 相談内容別件数

		件 数		前年度比 (%)
		令和2年度	令和元年度	
行政 行政 相 苦 談 情	行政苦情	7	5	140.0
	行政相談	5	6	83.3
	小計	12	11	109.1
県 民 生 活 相 談	法律相談	961	1,044	92.0
	交通事故相談	86	113	76.1
	内職相談	142	218	65.1
	労働相談	150	162	92.6
	小計	1,339	1,537	87.1
消費 生 活 相 談 ※ 1	店舗購入	807	916	88.1
	訪問販売	250	219	114.2
	通信販売	1,190	1,050	113.3
	マルチ・マルチまがい	41	43	95.3
	電話勧誘販売	201	331	60.7
	訪問購入 ※2	26	15	173.3
	その他・不明 ※3	1,197	1,401	85.4
	小計	3,712	3,975	93.4
合 計		5,063	5,523	91.7

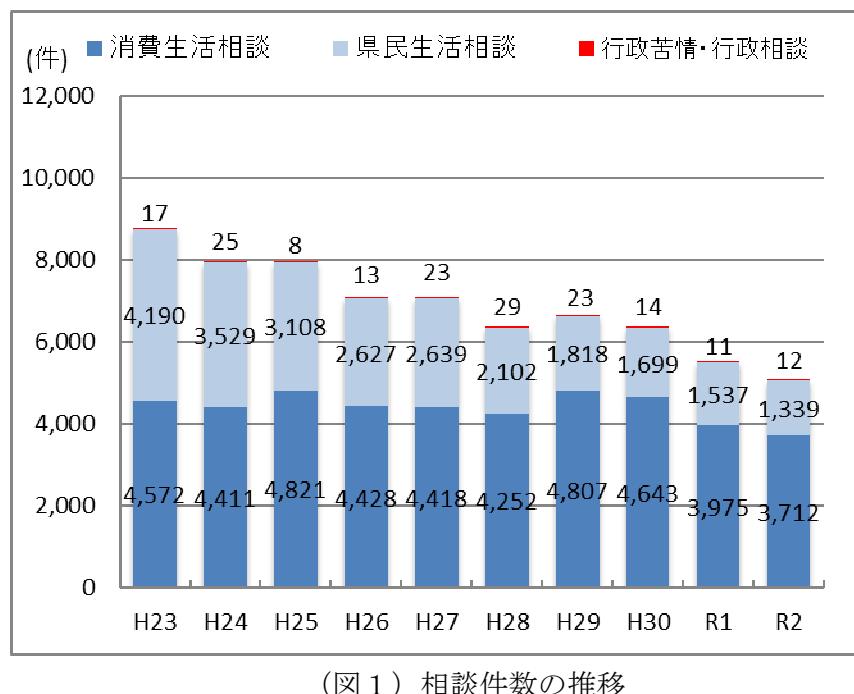
※1 国民生活センターの特定商取引法に基づく販売購入形態の区分による。

※2 訪問購入は、事業者が消費者の自宅等へ訪問して、物品等を購入する方法。

※3 その他・不明は、販売や購入とは無関係な相談や苦情などや、販売購入形態が不明なもの。

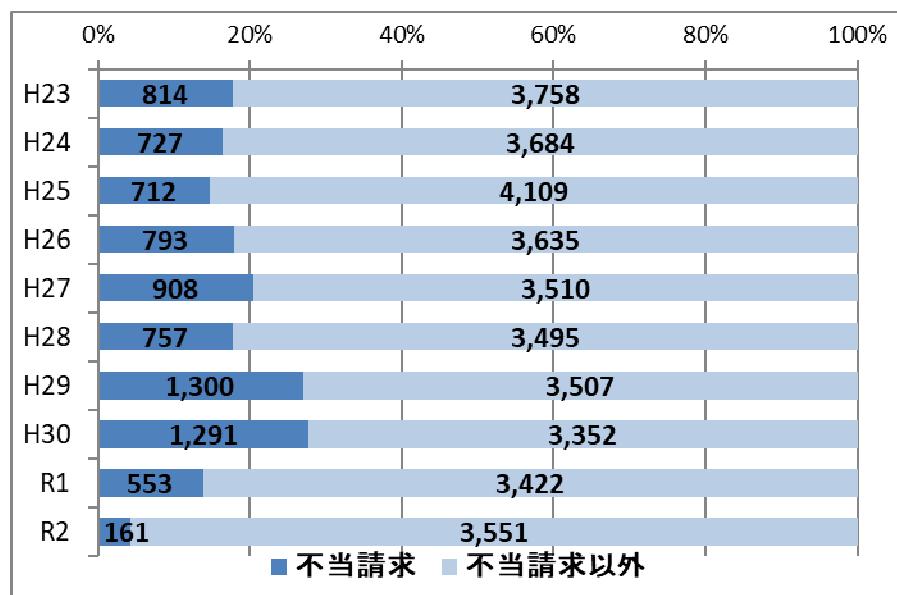
(2) 相談件数の推移(図1)

- 過去10年間の推移をみると、全体相談件数は減少傾向にある。
- 行政苦情・行政相談は、前年度と比べて1件増加した。
- 県民生活相談は、減少傾向にあり、令和2年度は1,500件を下回った。
- 消費生活相談は、平成29年度をピークに減少している。令和元年度に4,000件を下回り、令和2年度もさらに減少した。



(図1) 相談件数の推移

- 消費生活相談のうち、架空請求やワンクリック請求などの不当請求の相談は、平成29年度は27%、平成30年度は28%と、相談全体の4分の1を占めていたが、令和元年度は14%、令和2年度は4%と大幅に減少した。(図2)



(図2) 消費生活相談のうち不当請求の割合

※不当請求とは、利用した覚えのない代金の請求などの架空請求やメールやホームページなどにおけるワンクリック請求。

3 行政苦情・行政相談、県民生活相談の内訳(表2)

- 行政苦情は前年度に比べて2件増加したが、行政相談は前年度と比べて1件減少した。
- 県民生活相談は、法律相談、交通事故相談、内職相談、労働相談のすべてで前年度と比べて減少した。各市町村や弁護士会等による相談の機会が増えているためと思われる。

(表2) 相談内容別件数

		令和2年度	令和元年度	前年度比 (%)
行政 行政 相 苦 情 談 情	行政苦情	7	5	140.0
	行政相談	5	6	83.3
	小計	12	11	109.1
法律	家族	243	354	68.6
	相続	256	282	90.8
	地域(相隣)	99	97	102.1
	土地	92	89	103.4
	住宅	45	32	140.6
	損害賠償	36	33	109.1
	金銭貸借	48	64	75.0
	その他	142	93	152.7
	小計	961	1,044	92.0
県 民 生 活 相 談	賠償額の算定	21	23	91.3
	過失の程度	7	8	87.5
	示談の仕方	19	37	51.4
	債務不履行	1	1	100.0
	自賠責保険請求	2	0	
	後遺障害	2	2	100.0
	任意保険	4	9	44.4
	その他	30	33	90.9
	小計※	86	113	76.1
交通 事 故	求職	139	207	67.1
	求人	3	11	27.3
	小計	142	218	65.1
内 職	労働条件	85	99	85.9
	雇用関係	13	9	144.4
	その他	52	54	96.3
	小計	150	162	92.6
小計		1,339	1,537	87.1
合 計		1,351	1,548	87.3

※交通事故相談は、内容が重複するものがあるため、小計値とは一致しない。

- 令和2年度は、県民安全協働課と協力し、新型コロナウイルス感染症に係る県民生活や協力要請等に関する相談には、「県民生活相談ダイヤル」として対応している。

4 消費生活相談の内訳

(1) 全体の状況

①商品・役務等別相談件数の状況(上位10分類) (表3)

- 架空請求や不審なメール、商品を特定できない相談である「商品一般」が前年度に引き続き最も多いため、全体に占める割合は前年度に比べて、6%減少した。
- インターネットを通じて得られる情報などの相談である「放送・コンテンツ等」が前年度に引き続き2番目に多く、全体に占める割合も増加した。
- インターネット通販で通常より低価格で健康食品を購入したところ、数か月間の購入を条件とする定期購入契約だったという相談が増え、「健康食品」に関する相談が3番目に多くなった。

○相談件数 3,712件 (R1年度 3,975件)

(表3) 商品・役務等別相談件数

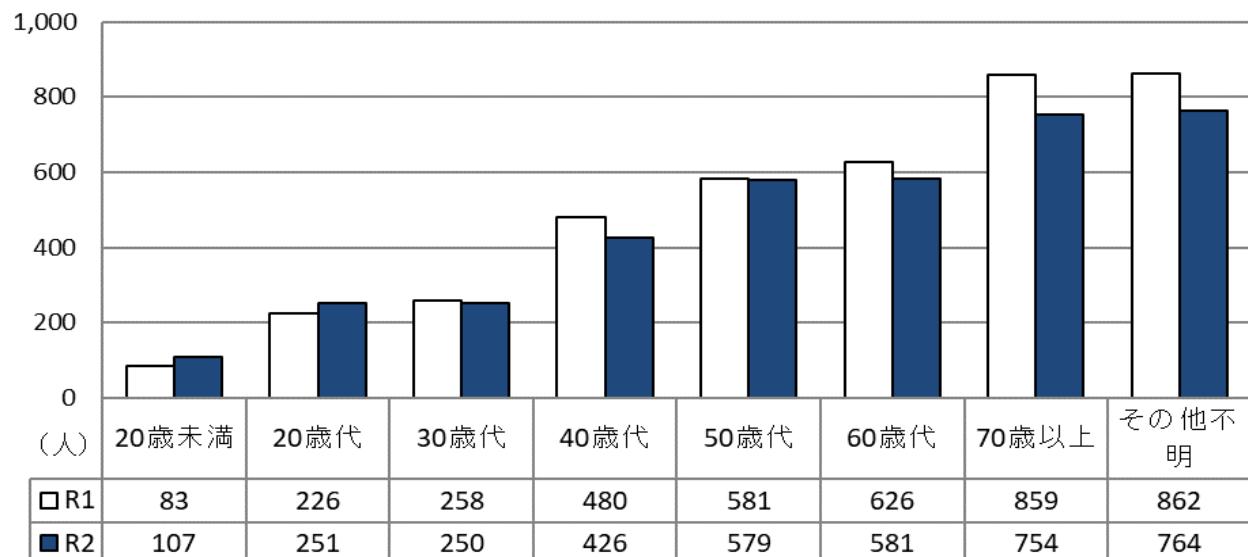
上段：R2年度 (下段：R1年度)

順位	商品・役務等別分類※	件数	割合 (%)	
1 (1)	商品一般	373 (636)	10.0 (16.0)	商品を特定できない相談。身に覚えがなく債権の内容も不明な請求など
2 (2)	放送・コンテンツ等	318 (312)	8.6 (7.8)	サイト利用料の架空請求やSNS、オンラインゲーム、出会い系サイトのトラブルなど
3 (4)	健康食品	198 (202)	5.3 (5.1)	健康食品の定期購入の解約、販売方法、広告など
4 (5)	相談その他	175 (201)	4.7 (5.1)	個人間トラブル、売買契約のないものなど
5 (7)	融資サービス	163 (155)	4.4 (3.9)	消費者ローン、住宅ローン、カードローン、ヤミ金、多重債務など
6 (6)	役務その他	155 (162)	4.2 (4.1)	弁護士、行政・司法書士や結婚紹介、警備、探偵、占い、運転代行などの役務
7 (9)	自動車	136 (131)	3.7 (3.3)	売買（新車・中古車）、整備、修理、下取り、ネット販売など
8 (3)	インターネット通信サービス	131 (223)	3.5 (5.6)	光回線やプロバイダなどの料金・解約トラブルや不当な勧誘など
9 (7)	集合住宅	130 (132)	3.5 (3.3)	賃貸住宅の原状回復費用・敷金の返還等、マンションの契約など
10 (11)	化粧品	121 (104)	3.3 (2.6)	化粧品の定期購入の解約、販売方法、広告など

※ 国民生活センターのPIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）の分類による。

②契約当事者年代別相談件数の状況(図3)

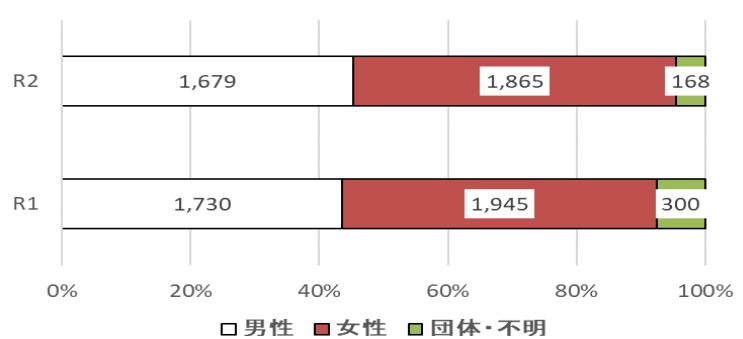
- 令和2年度の相談全体の契約当事者の年代は、70歳以上(20.3%)が最も多く、次いで60歳代(15.7%)、50歳代(15.6%)の順となっている。
- 契約当事者が50歳以上の相談が相談全体の5割以上を占めるとともに、20歳代以下の相談件数は358件で、前年度相談件数309件と比べて49件増加した(15.9%増)。



(図3) 契約当事者年代別

③契約当事者性別相談件数の状況(図4)

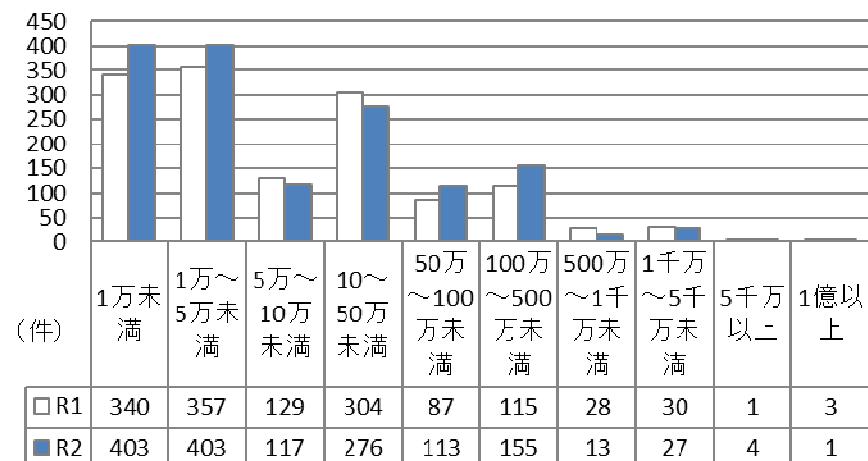
- 令和2年度の契約当事者の性別内訳は、男性は1,679件、女性は1,865件であった。



(図4) 契約当事者性別相談件数

④契約購入金額(図5)

- 契約購入金額が判明している相談件数は、1,512件(前年度1,394件)で、契約額の平均は約108万円で、前年度に比べ約107万円低い。
- 高額の件数が減り、5万円未満の件数が増え、合計額も平均額も低くなった。

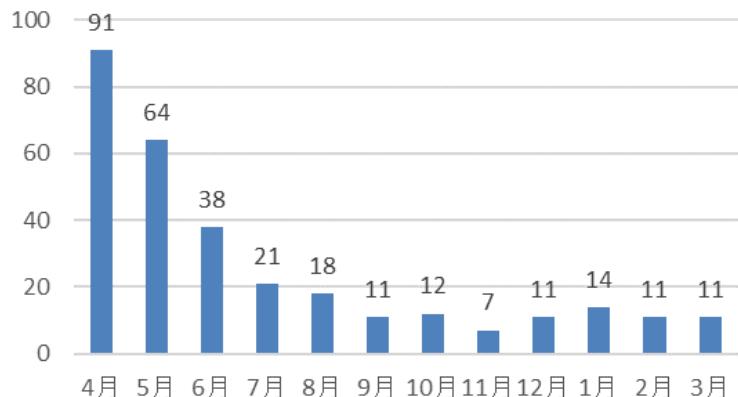


(図5) 契約購入金額別相談件数

(2)「新型コロナ関連」の相談状況

① 月別の相談件数の状況(図6)

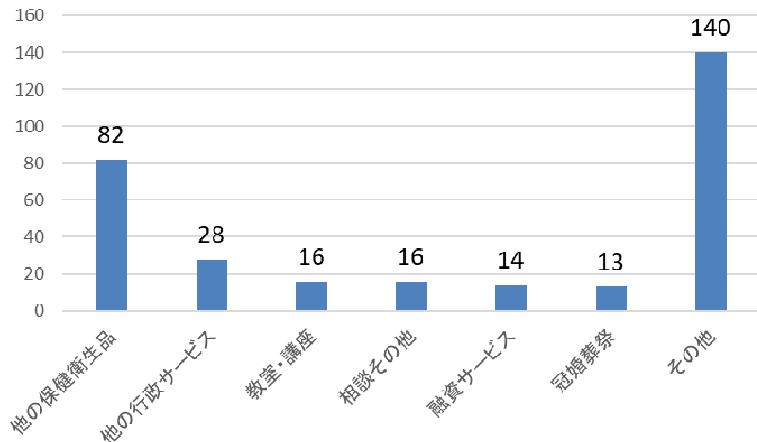
- 消費生活相談に寄せられる相談のうち、新型コロナウイルスに関する相談件数は、4月が91件と最も多く、令和2年度の合計は、309件であった。
- 新型コロナウイルスが背景にあるキャンセルやマスクや消毒剤・除菌液、体温計などのウイルス対策とした商品不足、政府からの助成金・給付金などの相談が寄せられた。



(図6) 月別相談件数

② 商品・役務等別相談件数(図7)

- 注文したマスクが届かない、届いたマスクが不良品だった、などの「他の保健衛生品」に関する相談が82件と最も多く、特別定額給付金・持続化給付金などの「他の行政サービス」に関する相談が28件と2番目に多かった。
- その他、スポーツジムやヨガ教室などの「教室・講座」の相談や、借金、多重債務、債務整理についての相談である「融資サービス」などが寄せられた。



(図7) 商品・役務等別分類相談件数

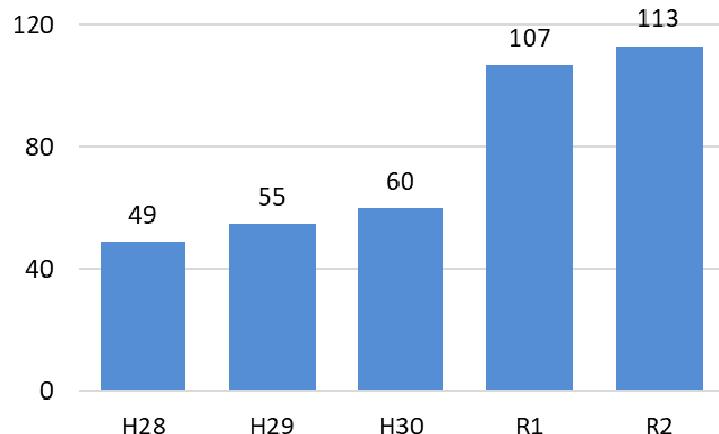
(3)SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)がきっかけとなった相談の状況

① 内容

- SNSの広告を見てお試しと思い購入した健康食品や化粧品などが定期購入契約だった、SNSで知り合った人から副業を紹介されたが全く儲からなかった、SNSでやりとりしていた人から出会い系サイトへの登録を勧められ登録したら高額な登録料を請求された、などとSNSをきっかけにした相談が増加している。

② 過去5年間の相談状況(図8)

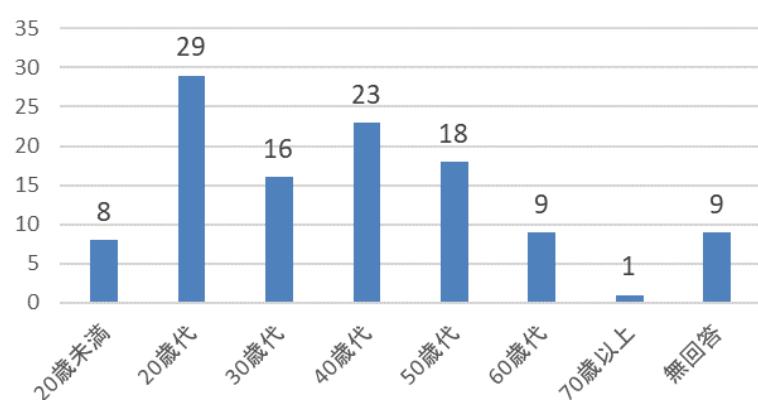
- 過去5年間の推移を見ると、相談件数は増加傾向にある。
- SNSの利用増加に伴い、SNSをきっかけにした相談も増加していると思われる。



(図8) SNSをきっかけにした相談状況

③ 契約当事者年代別相談件数(図9)

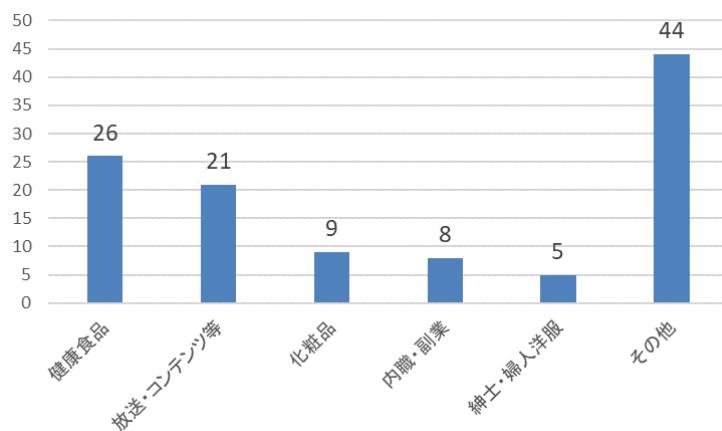
- 令和2年度のSNSをきっかけとした相談113件のうち、契約当事者の年代別相談件数は、20歳代が29件と最も多く、続いて40歳代が23件と2番目に多かった。



(図9) 契約当事者年齢別相談件数

④ 商品分類別の相談状況(図10)

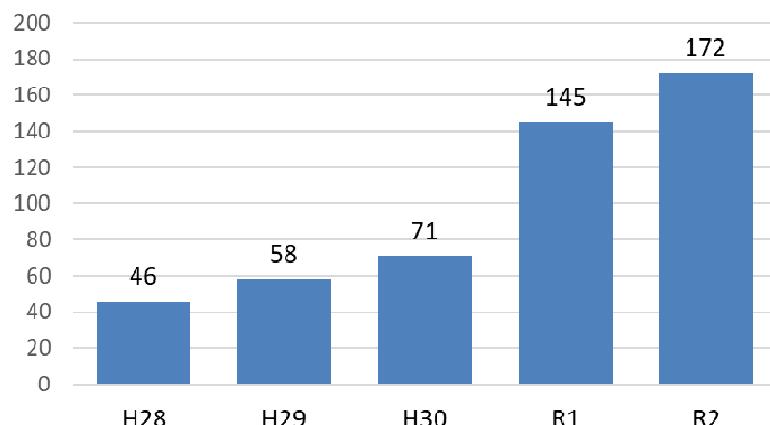
- 令和2年度のSNSをきっかけにした相談113件のうち、「健康食品」に関する相談が26件と最も多く、3番目に多い「化粧品」とともに通常より低価格で購入したら、定期購入契約だったという相談が多くなっている。
- SNSでやりとりしていた人から、有料の出会い系サイトなどへの登録を勧められ、高額な登録料を請求されたなどの「放送・コンテンツ等」の相談が2番目に多くなっている。



(図10) 商品分類別の相談状況

(4) ネット通販での定期購入トラブルの相談状況(図11)

- SNS やホームページ等で『1回目90%OFF』、『初回実質0円（送料のみ）』など、通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、数か月間の定期購入が条件となっている健康食品や化粧品、飲料の通信販売に関する相談が増加している。
- いつでも解約可能とあっても、解約しようと電話すると解約申請期間を過ぎていたり、解約の電話がつながらず、解約できないケースもある。



(図11) 定期購入トラブルの相談状況

(5) 消費生活相談への対応状況^{*1}

- 相談件数3,712件への対応は、相談者が自主交渉するための助言が1,895件、一般的なアドバイスとしての情報提供が1,228件、斡旋（あっせん）^{*2}が227件（うち、209件（92%）が解決）、他機関紹介等が362件である。
- 助言、斡旋（あっせん）の結果、222件、約6千万円の救済金^{*3}が発生した。

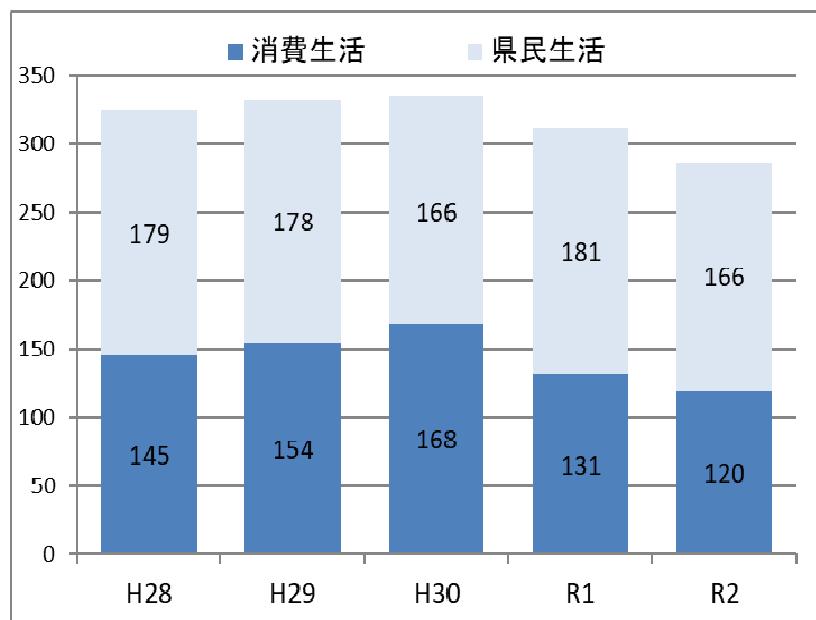
*1 対応状況については、年度をまたぐことがあるため、数字は暫定的である。

*2 「斡旋」：相談者（消費者）と事業者との交渉が円滑に行われるよう、県民生活センターが介在すること。

*3 「救済金」：県民生活センターにおいて助言、斡旋を行った結果、回復・防止に至った金額のこと。

5 弁護士相談件数（図12）

- 県民生活相談及び消費生活相談の専門的な法律の問題について、水曜日に弁護士が相談に応じている。（1コマ30分）
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一時中止した相談日もあったが、令和2年度の相談件数は、286件であった。性別では、男性が161件、女性が125件であった。



(図12) 弁護士相談件数

6 啓発・情報提供

(1) 啓発活動

■出前講座の開催（表4）（表5）（表6）

令和2年度の開催回数は41回であり、受講者数は2,574人であった。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、前年度に比べ開催回数は大幅に減少した。

(表4) 令和2年度出前講座実施状況 (回)

児童生徒講座	若者講座	高齢者講座	一般成人講座	見守り関係者研修※	教職員研修	計
30	6	1	0	4	0	41

※消費生活相談員、消費生活協力員、介護職員等

(表5) 出前講座開催回数及び受講者数

	H28	H29	H30	R1	R2
開催回数(回)	155	173	135	118	41
受講者数(人)	9,860	9,331	8,860	8,891	2,574

(表6) 出前講座テーマ例

最近の消費者トラブルの事例と対処法

小学生・中学生・高校生・若者とネットトラブル

消費者トラブルの現状と見守りの大切さ

成人年齢引き下げ

家庭内の事故防止、SDGs、食品ロス など

■消費者月間（5月）：ポスターの掲示、懸垂幕の設置

■高齢者及び若者における悪質商法被害防止のための活動（9月、1～3月）
：関東甲信越ブロックの消費生活センター等と連携

■移動県民相談会の開催：山梨県富士吉田合同庁舎（10月）

（2）情報提供

■消費生活情報誌「かいじ号」の発行・・・・年4回

消費者問題や食の安全・安心に関する話題について情報提供。

■テレビスポット「くらしの情報」の放映・・・YBS、UTY 各267回

消費生活に関する知識の普及や注意情報などの提供。

■ホームページの運営、SNSアカウントの運営・・・・隨時

ホームページやFacebook、Twitterを用いて、県民に直接的に情報提供を行っている。投稿回数・・・Facebook、Twitter 各45回

■報道への情報提供・・・36件

報道機関に対し、最新の消費生活相談に関する情報を提供し、パブリシティを活用している。

■事業者への情報提供・・・44件

事業者に対し、消費生活相談に関する個別事業者情報を提供している。